（例２）　（了）　→　「了」
　　（瞭）　→　「瞭」

（中国簡体字の（了）に対応する繁体字は（瞭）であるが，その一方で，我が国においては，「了」と「瞭」は，新字体／旧字体の関係（第３の１の二に示す関係をいう。以下同じ。）にはないとされる。こうした義の相違にかかわらず，在留カード等には字形が一致している「了」又は「瞭」をそれぞれ表記する。）

（例３）　（芸）　→　「芸」

（我が国においては，「芸」は「藝」と新字体／旧字体の関係にあるとされるが，中国においては，（芸）と（藝）とは簡体字／繁体字の関係（第３の１の一のイに示す関係をいう。）にはない。こうした義の相違にかかわらず，在留カード等には字形が一致している「芸」を表記する。なお，本事例については，（例８）を併せて参照。）

（例４）　（与）　→　「与」
　　（侮）　→　「侮」

（（与）又は（侮）は我が国で通常用いられる字体でないものの，国際符号化文字集合附属書Ｓに規定する統合手順により，それぞれ我が国で通常用いられる字体である「与」又は「侮」と統合されている。このような場合には，軽微な字形差があるときであっても，正字と字形が一致しているものとして取り扱い，在留カード等には「与」又は「侮」をそれぞれ表記する。）

２　特例

次に掲げる漢字については、当該対応関係を参照し，原則として正字と字形が一致している第１順位の正字を在留カード等に表記する。

ただし，第１の２の三のイからハまでに掲げる場合においては，第２順位の正字を在留カード等に表記することができる（注）。

（从）→「从」（第１順位），「従」（第２順位）
（丰）→「丰」（第１順位），「豊」（第２順位）
（宁）→「宁」（第１順位），「寧」（第２順位）
（达）→「达」（第１順位），「達」（第２順位）
（巩）→「巩」（第１順位），「鞏」（第２順位）
（关）→「关」（第１順位），「関」（第２順位）
（刘）→「刘」（第１順位），「劉」（第２順位）
（种）→「种」（第１順位），「種」（第２順位）
（胡）→「胡」（第１順位），「鬍」（第２順位）
（姜）→「姜」（第１順位），「薑」（第２順位）
（娄）→「娄」（第１順位），「婁」（第２順位）
（荣）→「荣」（第１順位），「栄」（第２順位）
（栾）→「栾」（第１順位），「欒」（第２順位）
（蒙）→「蒙」（第１順位），「濛」（第２順位）

（注）出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）第４条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和２７年法律第１２５号）第４条第１項に規定する外国人登録原票の氏名欄において，これらの漢字に第２順位の正字を括弧書で付記することができる旨の取扱いとしていたことから，本特例を設けるもの。

第３　簡体字等と正字（異体字）との対応関係の確認

１　総論

一　簡体字等と正字（異体字）との対応関係の確認に当たっては，次のイからホまでに掲げる資料を当該列記の順位により参照するものとする。

イ　簡化字総表に定める中国簡体字と繁体字との関係（注１）

ロ　第一批異体字整理表に定める簡体字等と中国の異体字（以下「中国異体字」という。）との関係（注２）

ハ　IPSJ-TS 0008:2007（注３）の異体字関係表（以下「異体字関係表」という。）

ニ　国際符号化文字集合に関連する規格の資料（注４）

ホ　康熙字典その他の簡体字等と正字（異体字）との関係の確認に資する字典（以下「各種字典」という。）

（注１）簡化字総表により，中国簡体字に対応する繁体字が確認できる場合がある。

（注２）第一批異体字整理表により，簡体字等に対応する中国異体字が確認できる場合がある。

（注３）一般社団法人情報処理学会試行標準「大規模漢字集合の異体字構造」

（注４）Unicode Unihan Database

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日